

日程第19 請願第10号 区や自治会が特定の候補者を推薦することの禁止を求める請願について と、日程第20 請願第11号 消費税増税中止に関する意見書提出を求める請願について の2件

○議長（石橋英和君）日程第19 請願第10号 区や自治会が特定の候補者を推薦することの禁止を求める請願について と、日程第20 請願第11号 消費税増税中止に関する意見書提出を求める請願について の2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 21番 岡君。

〔21番（岡 弘悟君）登壇〕

○21番（岡 弘悟君）それでは、先ほどに続きまして委員長報告させていただきます。

去る9月12日の本会議において、本委員会に付託された請願第10号 区や自治会が特定の候補者を推薦することの禁止を求める請願について と、請願第11号 消費税増税中止に関する意見書提出を求める請願について を審査するため、9月13日に委員会を開催し、慎重審査の結果、請願第10号は賛成者がなく、請願第11号は賛成少数で、いずれも不採択とすべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

請願第10号の趣旨は、憲法で自由意思による投票と表現の自由が保障されている中、区・自治会が特定候補者を推薦すれば、その構成員である住民は当該候補者の応援に駆り出される。地域での日常生活を考えれば、他候補者を応援したくても区・自治会が推薦する候補者に投票せざるを得なくなる可能性が少なくないことから、一人ひとりの選挙の自

由を守るために、区・自治会による特定候補者の推薦の禁止を求めるものである。

紹介議員に対し、他の団体による推薦と区・自治会による推薦の違いについて ただしがあり、市から行政事務委託を受けるなど公的性格が強い区・自治会が特定候補者を推薦することは、他の団体による推薦とは社会通念上大きな違いがある との答弁がありました。

どのような方法で区・自治会による推薦を禁止するのか とのただしがあり、具体的な方法は議会で検討していただきたいが、議員が自粛、条例で禁止、市による指導などが考えられる との答弁がありました。

上位法である公職選挙法で区・自治会による推薦の禁止が規定されていない中、市が独自に規制することはできるのか とのただしがあり、本請願の趣旨は、公職選挙法に反するものではなく、同法第1条に定める法律の目的を、より充実させるために必要な措置である との答弁がありました。

当局に対し、区・自治会が特定候補者を推薦することにより、住民の自由意思による投票を阻害しているとの状況は把握しているかとのただしがあり、区・自治会は任意団体で、また、立候補する際に推薦書は必要ないため、そのような状況は把握していない との答弁がありました。

区・自治会による推薦を禁止することは法に抵触しないか とのただしがあり、法への抵触については、市選挙管理委員会が判断できる立場になく、司法が判断することになる。市選挙管理委員会としては、任意団体の取り扱いとなり、そこまで規制するものではない

と考えているとの答弁がありました。

請願第11号の趣旨は、消費税の増税について、各種世論調査で多くの国民が中止を求め、長引くデフレ経済下での実施は景気をさらに悪化させ、また、逆進性や価格に転嫁できない中小企業の損税など根本的欠陥に対策がないことから、政府及び関係機関に対し、消費税増税中止に関する意見書の提出を求めるものである。

紹介議員に対し、消費税の価格への転嫁については改善されていないのかとのただしがあり、消費税転嫁対策特別措置法が施行されたものの、元請け・下請けなど業者の力関係により、確実に価格に転嫁できていない実態があるとの答弁がありました。

今後も社会保障費が増え続ける中、財政状況の改善のため消費税増税は必要ではないかとのただしがあり、1997年に消費税が2%増税された際、消費税収は増加したが、大不況による他税収の落ち込みに加え、景気対策として法人税・所得税の減税や大型公共事業を実施したことで、国と地方の長期債務残高は逆に増加した。今回の増税に関しても同様の議論が出ており、財政状況が改善されるとは考えていないとの答弁がありました。

討論に入り、採択することに賛成の立場から、増税により、市財政において歳入増よりも歳出増が上回ると予想されること、中小・零細企業の倒産の増加、市民生活への影響を考えれば増税は中止すべきである。消費税増税にかわる財源は、所得税の累進課税の見直し、大企業の内部留保を活用した給与改善による景気対策、不公平税制の改善等で確保できると考え、消費税増税の中止に関する意見書提出を求める本請願を採択することに賛成するとの討論がありました。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（石橋英和君）ただ今の委員長報告に

対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）まず、これは富岡議員から質問されたんですけども、当局に対し、区・自治会が特定候補者を推薦することにより、住民の自由意思による投票を阻害しているとの状況は把握しているか、こういう質問が当局に対してなされたんですけども、これは私が前に、23年12月議会で条例案を出したときに、私が当時の選挙管理委員会の事務局長にただしたところ、市民から、松浦議員の言うとおりで、大迷惑しているという電話があったと。そういう電話があったということは、声なき声がたくさんあるんじゃないかと十分予想できると、そういう話をしたにもかかわらず、事務局長が変わってから、今把握しているかというような質問をするということは、私はその見識を疑います。

それと、これは質問なんですけども、私、紹介議員として、いろいろ批判とか、あるいは指摘に対して反論して、また、説明もさせていただきました。その後、どういう理由で否決したのか、不採択としたのかという理由が示されていない。とにかく採決を採る。で、不採択。全員一致。何の理由もなく、こういうことでいいんでしょうか。請願法には、「請願は誠実にこれを処理する」とありまして、それで、そういう請願が出たときには、これは暑い炎天下546人に請願を集めてもらったんですわ。そういうことを処理するときには、こういう理由でこの請願には理由がない、妥当性がない、正当性がないということを示して、その請願にこたえるべきではないですか。請願を誠実に処理すべきであるという法の趣旨は、そこにあるんじゃないですか。どういう理由で不採択としたのか、教えてください。

○議長（石橋英和君）松浦議員、一点は、今

は委員長報告に対する質疑を問うております。ご自身のご意見等は討論でお願いしたいというのが一点ございます。

委員長、答弁なさいませうか。

21番 総務委員長 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ご質問にお答えいたします。

松浦議員も紹介議員として中に入っていたで、多くの議論をさせていただいた、何かしら議論が不足であったかどうかという部分については、本委員会としては十分議論した結果だとは思っているんですけども、その理由として、最初、委員長報告でもさせてもらったんですけども、基本的には、やはり推薦を出すということが法に抵触するかどうかという部分で、この最後にも書かせてもらったんですけども、市選挙管理委員会が判断できる立場ではなく、司法が判断するという事について、そして、任意の団体の取り扱いとなり、そこまで市が規制するものではないと考えているという答弁の中であるように、この考えに基づいて不採択になったと自分自身は思っております。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そしたら、実態としてそういう、私も、山本さんという高野口のお方が、これはおかしいので、僕、署名、請願したいので、松浦、紹介議員になってくれと言われたので、私も前に個人で条例案を出して否決されたことがありますので手伝わしてもらいました。

その中で、一人だけ断られたと。ほかは全部、もっともな話だと。こんなばかな話が、なぜ正々堂々と大手を振って通ってるんかと、おかしい話だと、皆さん喜んで署名してくれましたよ。

○議長（石橋英和君）1番 松浦議員、先ほども申しましたように、委員長報告に対する

質疑を取り扱っております。

○1番（松浦健次君）だから、ここでそういう事実がないとかいうような、司法の判断だとかいうような話じゃなくて、議会に請願されたんだから、議会としては、この請願のここがおかしいんだということで明確に指摘していただいて、それで意思を決してもらいたかったと思うんですけど、いかがですか。

○議長（石橋英和君）21番 総務委員長 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ご質問にお答えいたします。

考え方の違いで議論というのはちょっと難しいとは思いますが、ただ、総務委員会としては、議会として、皆さんメンバーは議員で構成されているわけです。その議員が、議員としての判断で不採択に決したわけですから、それは議会としての判断で不採択になったものと自分自身は考えております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、請願第10号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）区や自治会の特定候補者推薦を禁止する請願に賛成いたします。

私は、一人ひとりの市民の選挙の自由を守るために、区や自治会が特定の候補者を推薦することを禁止してくださいということは、前々から主張されているところでありますが、その正当性の理由を申し上げます。

まず、憲法上保障された市民の権利を事実上侵害することが問題となりますので、憲法上の問題となる条項を紹介いたします。

1、憲法第13条「すべて国民は、個人とし

て尊重される。」とあります。これは、選挙との関連で言えば、一人ひとりの国民は、その考えるところ、行動を大切に扱われなければならないということです。

次に、第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」とあります。その意味は、基本的なものの考え方や、これに連なる自由な人格の本質ともいべきものであるから尊重すべきであると、そういう意味です。

3、さらに、憲法第21条「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」とあります。その意味は、人は自分の思うことを自由に表現すること、そのこと自体が大切なことだという意味です。特に、民主主義の政治体制が十分に機能して、国民の福利を向上させるためには、欠くことのできない大切な自由であります。とりわけ、選挙において自分の支持する意見や支持する候補者のために、自由に運動、自由に応援することは最大限尊重しなければなりません。

以上を前提として本論に入ります。

まず、選挙において、区や自治会が特定候補者を推薦することによって、次のような弊害が発生します。つまり、何の関係もない住民までも、その地区に住んでいるという理由だけで、その意に反しても特定の候補者の選挙運動に引っ張り込み、また、有形無形の圧力を加えて、まずその候補者に投票させる可能性を高めるという効果があります。これは、憲法第13条が保障する個人の尊厳を尊重すべきだという趣旨に反します。また、憲法第15条が保障する投票の自由をも侵害することになります。

次に、住民がその地区で、自分の支持する他地区の候補者のための選挙運動を事実上やりにくくするという効果があります。これは、憲法第21条が保障する、政治運動の自由を事実上抑え込むことにより侵害することになり

ます。さらに、何の関係もない住民までも駆り立てて選挙運動をやらせるという、事実上の効果もあります。これは、憲法第13条が保障する個人の尊厳や、第19条が保障する思想及び良心の自由を踏みにじるものであります。

これでは憲法が保障する権利・自由を侵害することはもちろん、公職選挙法第1条にいう「自由で公正な選挙」が実現するはずもなく、選挙民の意思が不当にねじ曲げられた欠陥選挙であると断定せざるを得ないのであります。

こういう不合理でばかげたことをやめさせ、自由で公正な選挙を実現させ、市民の議会及び議員への信頼を得ようとするのが本請願の趣旨であります。

以上の私の請願に対しては、次のような弁解があります。まず、労働組合、会社、宗教団体も同じようなことをやっているではないか、というものです。しかし、これらの団体は純然たる私的団体であり、公的性格の強い区や自治会とは性格の本質が異なります。すなわち、区や自治会は、市の行政事務を分担するという理由で、年間約3,000万円の行政事務委託費を受け取っております。いわば、行政の下請け機能的性格の強い団体であります。

具体的には、区や自治会から出される行政に対する要望は、原則として区長や自治会長を通して行う仕組みが制度として定着しております。また、民生・児童委員、母子保健推進員という重責を担う人たちも、区や自治会の推薦によって選ばれております。さらに、地区の要望に対して、施策として市がやるかやらないか、また、優先順位等を区や自治会と相談しながら決めていくという現実があり、このような例はまだほかにもあります。

その上、住民も、区や自治会を労働組合や会社や宗教団体のような私的団体と同列には考えていません。このことは、大半の人が自

治会費や区費を自分の所属する団体とは無関係に支払っていることから読み取れます。

さらに、会社や労働組合、宗教団体が推薦しているのと、このような市行政の下請け的性格が強い、公的性格の強い区や自治会が推薦しているのでは、その影響力に歴然とした差があることも素直に認めるべきであります。

次に、区や自治会が特定候補者を推薦しても、住民がそれに従って投票したり、他候補の運動を自粛したり、動員されてきたりするとは限らないと弁解しておる議員もあります。しかし、限らないということは、自らそういう効果があるということを認めていることとなります。その効果、すなわち投票させる、あるいは他候補を応援することを抑え込む、さらには選挙運動に駆り出すという三つの効果があるから、区や自治会の推薦をもらいに行ったり、受けたりするのでしょうか。したがって、この弁解もさきに述べた憲法、公職選挙法の趣旨に反し、正当な理由がないと考えます。

さらに、区や自治会は任意の団体だから、誰を推薦するかは自由であり、これを制限するのは憲法違反だという議員もおります。果たしてそうか。任意団体か強制団体かは問題の本質ではないのです。問題の本質は、私がこれまで説明してきたように、事実上行政の下請け機関である区や自治会は、極めて公的性格が強く、住民に対して強い影響力を持つ団体であるということにあります。確かに、区や自治会も憲法上認められた自治の自由がありますが、絶対無制限ではありません。住民自治の名のもとに、たまたまその住民である人々に対し、特定の候補者のために投票すべく圧力をかけ、選挙運動に駆り出し、他の候補者の応援を抑え込むような行為を容認すること、すなわち、憲法が国民一人ひと

りに保障した権利・自由を踏みにじることを、憲法自身が認めているはずがありません。一人ひとりの選挙の自由を区や自治会が踏みにじってもよいというなら、その根拠を明確に示せと私は言いたい。

私のように考えたとしても、区や自治会の構成員である住民は自由に選挙運動ができます。自分たちで団体をつくって応援したり、後援会に入って応援すればいいではないか。区や自治会が特定候補者を推薦することを禁止しても、誰も何の不利益も受けない。強いて言えば、区や自治会の推薦が禁止されたために、その利益を得られない候補者が不利益を受けることとなります。しかし、そのような利益は、もともと声なき声の住民の犠牲の上に得られる不当な利益であり、保護するに値しないと考えます。

最後に、議員は、議員諸氏は日頃から、特に市当局に対して、民意が大切だとか住民の意思を聞けという言葉で金科玉条のごとく振り回してしたり顔をしている。そんな議員諸氏に私は問いたい。そんなに市民の意思が大切なら、市民の意思が最も強く政治に届く機会である選挙という場において、区推薦・自治会推薦という憲法の基本的な規定の趣旨を事実上踏みにじている悪い慣習を、何ゆえに改めようとししないのか。何ゆえに市民の本当の意思が投票に反映するような環境をつくらうとししないのか。何ゆえに市民に自由な選挙運動を保障して、正確な市民の意思がどこにあるかを知ろうとししないのか。あまりにもご都合主義、手前勝手な態度ではないか。権力の行使にかかわる我々議員は、多数者の意見を尊重すべきは当然であります。しかしながら、他方、声なき声の少数者の正当な利益を守ることに対して、大きな配慮が必要と考えるべきであります。いやしくも、おのれの個人的な利益のために、区や自治会

を使って声なき声の少数者の正当な利益を奪って平然とするがごときは、厳に慎むべきであります。

私は、市民に、右に述べたような犠牲を強いてまで議席を得ようとは思わない。また、議席にしがみついているようとも思わない。誠実に精いっぱい議員としての職責を果たして、正々堂々と選挙戦を戦い、勝ち残っていくのが政治家としての当然の姿であります。

先ほども述べましたように、私もこの請願の署名を手伝いました。一人だけ断られた。ほかは皆もっともだという意見で、もろ手を挙げて賛成してくれました。100軒くらい私も回らせてもらいました。断った1軒というのは、ここで署名して区の人にわかったら、私ここで住んでおれない。だから署名できない。そういう実態を素直に考えるべきであります。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

6番 辻本君。

〔6番（辻本 勉君）登壇〕

○6番（辻本 勉君）この請願の採択に反対の立場から討論いたします。

いろいろ憲法論を述べていただいたんですけども、憲法解釈につきましては、これは当然司法がすべきであって、私たち議員が憲法解釈を述べることは必要はないのかなと思います。まして、この委員会の中で、反対という形の意見がなぜあったかといいますと、やはり憲法や公職選挙法の中に、区や自治会による推薦の禁止が規定されていないという、法律上の問題がやっぱりあると思うんです。我々は法律できちっと明記されていないものを、議会や市が規制していくというのは大変大きな問題があるのではないかなと。特に、議会や市がこのことを規制すると、自主的な区や自治会の活動を阻害するという若干の問題も

あります。

本来、このことが本当に個人的な自由を阻害しているのかといいますと、それは一概にも言えないかなという気もします。この推薦が個人の自由を阻害していると言い切れることは、僕はできないのではないかなと。それぞれが、これは個人の自主的な判断の中で応援をしたり投票をすべきであって、しているのではないかなと。もっと住民が強くなって、自治会でのそういう、いわば圧力に屈しない、そういうことをしながら活動すべきではないかなと、このように思います。

このことにつきましては、区や自治会の中で十分議論をしていただいた中で、それぞれの区や自治会が判断をしていくべきものではないかな、このように思います。そういうことで、法にも抵触していないものを議会や市が規制をするということについては、いかなものかなと思いますので、この請願については採択について反対といたしたいと思いません。

もう一点、私も少し残念だったのは、総務委員会で、やっぱり反対理由をきちっと述べていただいていたら良かったなと思うんですけども、これも強制するものではないのであれですけども、そういう気持ちはありました。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第10号 区や自治会が特定の候補者を推薦することの禁止を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。本件は採択と決することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

(賛成者起立)

○議長(石橋英和君) 起立少数であります。

よって、請願第10号は不採択と決しました。

次に、請願第11号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

[3番(富岡清彦君)登壇]

○3番(富岡清彦君) 消費税増税中止に関する意見書提出を求める請願に、賛成の立場で討論をいたします。

自・公・民3党は、消費税率を2014年4月に8%に、2015年10月に10%に引き上げる法案を成立させた。今、法律どおり実施するのか、最大の山場を迎えている。マスコミの報道では、実施する方向で、増税に対する問題点を緩和する策として、一つは、景気が落ち込む対策として、増税額8兆円のうち5兆円を使って景気対策を行うこと。二つは、日本の税制の基本、累進課税に逆行する消費税であることから、住民税非課税の国民に1万円を支給する。年金受給者には1万5,000円を支給するなど報道されています。これでは、全額増税分のすべてを社会保障に使うとした説明は偽りである。このことは明らかではないでしょうか。

私どもは、今消費税を増税することは、景気を悪化させ、所得税や法人税収を消費税増税分より落ち込ませること、市内中小・零細業者の6割が現5%の消費税でも身銭で納税している実態から、さらなる増税を求めたなら、倒産、廃業に追い込まれること、市の財政も支出が増え、財政運営を困難にする可能性があること、市民生活も給与がピーク時から70万円も減少していること、年金受給者も減額が続いています。市民生活をさらに困難にすることは、明らかではないでしょうか。

このような状況下、消費税の増税は避ける

べきと考えます。私どもは消費税を増税しない、別の道を提案しています。財源の確保では、長く続いた自民党政治のもとで、税制の基本である累進課税に逆行する高額所得者、富裕層への特別扱い。具体例を述べれば、所得が1億円ある場合、税率は26.5%、これをピークにして、どんどん所得が増えれば増えるほど税率が下がるんです。所得が100億円では14.2%の税しか課せられない。こんなことになっています。これを改める。所得に応じて税金を払っていただくということ。また、株の取引に対する所得に対しても、税率は税法で20%となっていますが、現在、10%に引き下げられています。これを改めると。こういうことで財源を確保する。

また、経済対策としては、労働者の給料を引き上げる。大企業は内部留保金と呼んでますけれども、260兆円を持っているんです。現在、設備投資等にも使われていない。この260兆円の1%を活用して、労働者の給料を引き上げる。そして、6割と言われる国民消費をもっと活発にすることで、景気を回復していけると思います。そのことを通じて国税の増収を図って、そして、社会保障財源を確保していくと。こうした提案です。十分に言い尽くせていませんけれども、以上述べた理由から、賛成討論といたします。

○議長(石橋英和君) ほかに討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石橋英和君) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第11号 消費税増税中止に関する意見書提出を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。本件は採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石橋英和君) 起立少数であります。

よって、請願第11号は不採択と決しました。

この際、10時55分まで休憩いたします。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○議長(石橋英和君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第21 請願第9号 「少人数学級の推進及び義務教育に必要な財源の確保を求める意見書」の採択に関する請願について

○議長(石橋英和君) 日程第21 請願第9号 「少人数学級の推進及び義務教育に必要な財源の確保を求める意見書」の採択に関する請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 17番 松本君。

〔17番(松本健一君)登壇〕

○17番(松本健一君) 去る9月12日の本会議において、本委員会に付託された請願第9号 「少人数学級の推進及び義務教育に必要な財源の確保を求める意見書」の採択に関する請願について を審査するため、9月18日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告します。

請願第9号の趣旨は、教育充実のため少人数学級の推進は必要であり、かつ財政力の違いによる自治体間格差を生じさせないなど教育の機会均等を保障するため、政府及び関係機関に対し、「小学校2年生以上の少人数学級編制の早期制度化」、「少人数学級編制に必要な財源確保のための財政支援」に関する意見書の提出を求めるものである。

紹介議員に対し、少人数学級の推進の必要性について ただしがあり、国が必要な財源を確保して、すべての学校・学年で35人以下学級を実現することで、よりきめ細やかな教育ができると考える との答弁がありました。

当局に対し、現在の国・県の学級編制基準で小学3年から学級編制が変わる事例はあるか とのただしがあり、柱本小学校2年生、あやの台小学校2年生、高野口小学校1年生が該当する との答弁がありました。

少人数学級の推進と、特別な加配措置など指導困難児への対応の充実の、どちらに比重を置くべきと考えるか とのただしがあり、いずれも重要な事項と考えている。教職員定数については、国・県が基準を定めており、市としてはその基準内で各学校の課題に応じた指導を実践できるよう、年度ごとに県教育委員会に加配措置を要求している。それでも対応できない場合は、市の非常勤講師制度を活用するなど、市として対応できる範囲で教職員の数と質の確保に努めたい との答弁がありました。

以上、委員長報告とさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(石橋英和君) ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、請願第9号 「少人数学級の推進及び義務教育に必要な財源の確保を求める

意見書」の採択に関する請願について を採
決いたします。

委員長報告は採択であります。委員長報告
のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択さ
れました。